

<議題3>

2023年7月27日～28日
第92回定期全国大会

規約・規則の一部改正について

国鉄労働組合格約・規則について、以下の通り、一部改正を行うこととする。

国鉄労働組合格約の一部改正

現 行	改 正
<p>(地方本部)</p> <p>第7条 組合に地方本部をおく。</p> <p>地方本部は、原則として各エリア内における団体交渉単位毎に設け、団体交渉の単位とし、中央本部・エリア本部の指示する事項の執行及び各々の地方内の諸問題について指令権をもつ決議執行の機関とする。</p> <p>但し、設置箇所は別に定める。</p> <p>2 組合員の地方本部所属は、当該区域の地方本部とする。</p> <p>なお、その所属は、会社機関及び組織の所在地・運営等の事情により変更することができる。</p> <p><第7条 解 釈></p> <p>地方本部の設置箇所</p> <p>北海道エリア</p> <p>東日本エリア</p> <p>盛岡、秋田、仙台、新潟、高崎、水戸、千葉、東京、長野</p> <p>東海エリア</p> <p>静岡、名古屋、新幹線</p>	

<p>西日本エリア 北陸、近畿、米子、岡山、広島 四国エリア 九州エリア</p> <p><u>※ 地方本部の再編は、今日までの歴史的経緯をふまえるが、諸状況に対応しうる体制を確立する。</u></p> <p>(会計監査) 第52条 会計監査員は、一切の組合会計にかかる出納に関し毎年2回以上期日を定めて監査し、その結果を直ちに組合員に報告すると共に定期大会に報告する。大会もしくは中央委員会が監査を要求したときは、要求にかかる事項について臨時に行なわなければならない。</p> <p>2 中央本部は毎年1回以上エリア本部・地方本部の会計監査を行なう。但し中央執行委員会が必要と認めたときは臨時に監査することができる。</p> <p><u><第52条第2項 運用> 当面、組合員500名以下の地方本部については、2年に1回会計監査を実施する。</u></p>	<p><※印を改正></p> <p><u>※ 地方本部の再編は、エリア内において行うことができるが、その場合は、今日までの歴史的経緯を踏まえ、全国大会で承認を行う。</u></p> <p><u><第52条第2項 運用>を全文削除</u></p>
---	--

規約第5条及び第27条解釈確認の一部改正

第51回定期全国大会(東京)決定(1987年9月5日)

第80回定期全国大会(伊東)で一部改正(2011年7月29日)

現 行	改 正
<p>1. 組合員の範囲 旅客鉄道会社、貨物鉄道会社、ソフトバンクテレコム会社、JRから分離された各バス会社、鉄道情報システム会社、公益財団法人鉄道総合技術研究所、鉄道建設・運輸施設整備支援機構及びJRグループに雇用された労働者をもって組織し、組合員名簿に登録された者をいう。</p> <p>2. 加 入 個人加入を基本とする。</p> <p>3. 臨時雇用員(特定の季節に雇用される者は除く)は組合員となることができる。但し、専従役員となることを制限する。</p> <p>※ 他の権利義務は平等とするが、契約更新ができなかった場合の解雇見舞金は支払わない。地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)の決定により、雇用契約継続のための訴訟を行なう場合、訴訟に必要な経費は組合が負担する。但し、賃金は補償しない。 契約解除後であっても、本人が希望した場合は組合員として認める。 組合費は別に定める。</p>	<p style="text-align: center; color: red;">< 4項を追加 ></p> <p style="text-align: center; color: red;"><u>4. 1項において組合員名簿に登録された者が退職したときは、中央執行委員会が承認した場合に限り、組合員として認める。</u></p>

会計規則の一部改正

現 行	改 正
<p>(予算大綱の提示)</p> <p>第5条 財政部長は次年度予算編成にあたり、予めその大綱を定め特に指示すべき事項を各専門部長、青年部長、<u>婦人</u>部長に対し3月末日までに提示しなければならない。</p> <p>(確認書の交付)</p> <p>第43条 財政部長は外部の監査人より「組合運営のために関係当局および<u>日本国有鉄道公社</u>より経理上何等の援助を受けていない事実」についての確認書の交付を受けなければならない。</p> <p>(会計監査)</p> <p>第48条 本部は規約第52条に基づき毎年1回以上地方本部の会計監査を行なう、この監査は財政部長の計画に基づき本部監査員が本部の例になら行なう。</p> <p>2 本部は必要に応じ支部以下の会計監査を行なう、監査方法はそのつど指示する。</p> <p>3 地方本部は毎年1回以上支部および地方職能別協議会の会計監査を行なわなければならない。</p> <p>4 監査の対象</p> <p>(1) 一般会計（闘争費を含む）</p> <p>(2) 特別会計</p> <p style="padding-left: 2em;">闘争基金会計</p> <p style="padding-left: 2em;">相互扶助資金会計または福祉対策資金会計</p>	<p>(予算大綱の提示)</p> <p>第5条 財政部長は次年度予算編成にあたり、予めその大綱を定め特に指示すべき事項を各専門部長、青年部長、<u>女性</u>部長に対し3月末日までに提示しなければならない。</p> <p>(確認書の交付)</p> <p>第43条 財政部長は外部の監査人より「組合運営のために関係当局および<u>旅客鉄道会社、貨物鉄道会社、ソフトバンクテレコム会社、JRから分離された各バス会社、鉄道情報システム会社、公益財団法人鉄道総合技術研究所、鉄道建設・運輸施設整備支援機構及びJRグループ</u>より経理上何等の援助を受けていない事実」についての確認書の交付を受けなければならない。</p>

<p>(3) 労働金庫会計</p> <p>5 前項の監査報告は第 41 条による。</p> <p><u><第 48 条 運 用></u> <u>当面、本部は組合員 500 名以下の地方本部について、2 年に 1 回会計監査を実施する。</u></p> <p>(会計監査)</p> <p>第 53 条 本部は毎年 1 回以上地方における本部の会計監査を行なう。この監査は財政部長の計画に基づき本部監査員が本部の例になら行なう。</p> <p>2 前項の監査報告は第 41 条による。</p> <p><u><第 53 条 運 用></u> <u>当面、本部は組合員 500 名以下の地方本部について、2 年に 1 回会計監査を実施する。</u></p>	<p><u><第 48 条 運 用>を全文削除</u></p> <p><u><第 53 条 運 用>を全文削除</u></p>
---	---